

令和 3 年

第 5 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 開会
令和 3 年 1 1 月 2 4 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和3年第5回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和3年11月24日（水曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時18分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 議案第74号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第 7 発委第13号 赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操

保健福祉課長	廣	富	直	樹
産業課長	小	川	博	也
施設課長	早	瀬		実
上浦幌支所長	小	林	昭	典
会計管理者	山	本	浩	宣
診療所事務長	鈴	木		広

教育委員会

教育長	水	野	豊	昭
教育次長	熊	谷	晴	裕

農業委員会

会長	小	川	博	幸
事務局長	坂	下	利	行

監査委員

代表監査委員	神	谷	敏	昭
--------	---	---	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小	島	師	紀
議事係長	川	上	信	義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第5回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第5回浦幌町議会臨時会の運営について、去る11月19日午前、議会運営委員会を開催し、正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告します。

本臨時会は、諸般の報告、行政報告に続き、町長提出は一般会計補正予算、議案第74号の1件であり、議会提出は発委であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日1日とするよう、また会議録署名議員につきましては順番に指名されるよう議長に申入れを行っております。

なお、本臨時会においても新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用等の対策を講じて会議を行うこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、沼尾昌也議員、2番、栗山博文議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年11月18日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、令和3年10月28日から11月23日までの1の議長等の動静は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年10月28日から令和3年11月23日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2のその他については、特段報告すべき事項はございません。

以上で行政報告とさせていただきます。

○田村議長 これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第74号

○田村議長 日程第6、議案第74号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 別冊の補正予算書1ページを御覧願います。併せまして議案説明資料1ページを御覧願います。議案第74号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算(第9回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出の総額を歳

入歳出それぞれ69億3,996万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出、浦幌町長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。2、歳入、18款繰入金、2項1目基金繰入金250万円を追加し、2億8,181万円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

3、歳出、9款1項消防費、1日常備消防費250万円を追加し、1億7,785万1,000円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり、故障し、作動不能となった油圧救助器具更新に伴うとかち広域消防事務組合浦幌消防施設費負担金を追加するものでございます。

5ページを御覧願います。こちらは、とかち広域消防事務組合予算の浦幌町分の参考予算になります。歳入においては、消防分担金250万円、前年度繰越金781万8,000円を追加するものでございます。

歳出においては、浦幌消防施設費において油圧救助資機材一式の購入費用1,031万8,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

9番、阿部議員。

○阿部議員 少し内容について伺います。

先日10月29日に出動の際に、古くからあったものが故障したとあるのですが、これ古いけれども、修理というのは考えたことはなかったのでしょうか、まずお聞きします。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 修繕を考えなかったかという話なのですが、こちらは説明資料にも記載のとおり、平成3年に配備したものでございまして、30年が経過しておりまして、修理に要する部品の調達等が困難ということで、今回更新をするものでございます。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 古くて修理不能ということなのですが、そんなにしょっちゅうあったら困るのですが、修理までの間はどのような対応をされるのかお聞きします。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 納入されるまでの間どのような対応するかということでございますが、まずこの機材納入するには大体3か月程度要するというふうに言われております。で

すから、補正予算が可決されまして来月上旬に入札を実施した場合には大体来年の3月までには納入することが可能であると言われておりますが、それまでの間につきましては、代わりの器具等を本消防署では保有しておりませんので、現在近隣の豊頃消防署、本別消防署のほうに今回の経過等についてご説明をいたしまして、救助事案が発生して応援要請を行った場合には協力をいただきたい旨のお願いをしております、了解を得ているところでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第13号

○田村議長 日程第7、発委第13号 赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○澤口産業建設常任委員長 1ページを御覧ください。発委第13号 赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年11月24日提出、提出者、産業建設常任委員会委員長。

次のページを御覧ください。赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書(案)。

北海道の道東の太平洋沿岸で赤潮が原因とみられる漁業被害が発生している。

浦幌町、豊頃町で操業を一とする秋サケ定置網漁業においては、9月中旬以降、秋サケ一万尾以上の斃死が確認されており、現在も赤潮の終息が見通せない状況であることから、被害は他の魚種などにも波及することも十分に想定され、地域の沿岸漁業に与える影響は重大かつ深刻である。

また、赤潮被害は、瀬戸内海方面に多く発生しているが、寒冷域である北海道道東沿岸において被害が発生したのは初めてのことであり、発生の原因が究明されなければ今後も続発することが懸念される。

この度の赤潮被害は、漁業者の自助努力により解決できる範囲をすでに超え、被害のある地方自治体のみで対策を講じていくことは極めて困難であることから、国の積極的な対応が望まれる。

よって、国におかれては、地域の漁業経営を踏まえ下記事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記、1、地域沿岸漁業に深刻な影響をもたらす赤潮被害は災害であり、今回の規模は激甚災害にも匹敵するものであると考えることから、激甚災害の認定もしくは同等の財政支援を行うこと。

2、赤潮発生原因の究明や発生防止対策と発生時における恒久的な対策の構築を図るとともに、秋サケ、シシャモ等の遡河性魚類の再生産及び地域沿岸漁業資源の再生と経営の安定のために、なお一層尽力すること。

3、赤潮被害を受けた漁業者などへの万全の救済措置を実施すること。あわせて金融機関などに対し、返済猶予や条件変更に対応するよう金融支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月24日。

浦幌町議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これで本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和3年第5回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分